（防衛部の分課）	（防衛部の分課）
第八条　防衛部に、次の四課を置く。	**第八条**　防衛部に、次の四課を置く。
防衛課	防衛課
運用課	運用課
通信電子課	通信電子課
訓練課	演習企画課
（防衛課）	（防衛課）
第九条　防衛課においては、次の事務をつかさどる。	**第九条**　［同上］
一～三　［略］	一～三　［同上］
［号を削る。］	四　部隊の行動に関する公文書に関すること。
四　［略］	五　［同上］
（運用課）	（運用課）
第十条　運用課においては、次の事務をつかさどる。	**第十条**　［同上］
一・二　［略］	一・二　［同上］
［号を削る。］	三　部隊訓練（演習を除く。以下同じ。）及び技術教育の実施計画及び検閲に関すること。
［号を削る。］	四　航空機の搭乗員及び要撃管制業務に従事する者の技能訓練の計画に関すること。
三　航空機の運航（事態対処に係るものに限る。）に関すること。	五　航空機の運航に関すること。
四　部隊の行動に関する公文書に関すること。	［号を加える。］
（訓練課）	（演習企画課）
第十一条の二　訓練課においては、次の事務をつかさどる。	**第十一条の二**　演習企画課においては、次の事務をつかさどる。
一　部隊訓練（演習を除く。以下同じ。）及び技術教育の実施計画及び検閲に関すること。	一　演習の実施計画に関すること。
二　演習に関すること。	二　前号に掲げるもののほか、演習に関すること。
三　航空機の搭乗員及び要撃管制業務に従事する者の技能訓練の計画に関すること。	［号を加える。］
四　航空機の運航に関すること（運用課の所掌に属するものを除く。）。	［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年三月二十六日から施行する。